

内閣参質二〇一第六号

令和二年一月三十一日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出いわゆる家具・家電付の賃貸マンションにおける放送法六  
十四条の「受信設備を設置した者」の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す  
る。



参議院議員浜田聰君提出いわゆる家具・家電付の賃貸マンションにおける放送法六十四条の「受信設備を設置した者」の解釈に関する質問に対する答弁書

一について

放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第六十四条第一項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」については、個々の受信設備の設置状況等により判断されることから、一概にお答えすることは困難である。

二について

放送法第六十四条第一項ただし書に規定する「放送の受信を目的としない受信設備」とは、受信設備の設置目的が客観的に放送の受信を目的としないものと解されているところ、御指摘の「転貸人から賃借する者がおらず、未だ無人の居室における受信機」については、客観的に放送の受信を目的としないものと認めることができないため、同項ただし書に規定する「放送の受信を目的としない受信設備」に該当しないものと考えている。なお、日本放送協会においては、当該受信機を占有使用して放送を受信することができる状態にある者が一切いない場合、同条第三項の規定に基づき総務大臣の認可を受けた日本放送協会

放送受信規約第一条第二項に規定する設置に当たらないため、受信契約を締結することを求めていもないものと承知している。